

中国での先使用权証拠確保について

I 中国先使用权制度の概要

1. 先使用权とは

専利出願日の前に、先使用者が既に同一製品を製造し又は同一方法を使用し、或は既に製造、使用の必要準備を整えた場合、専利出願日後に、元の範囲内で引続き同一製品を製造、又は同一方法を使用できる権利を有することを指す。

2. 法的根拠

「専利法」第69条

次の各号のいずれかに該当するときは、専利権侵害とみなさない。

(2) 専利出願日前から同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又はすでに製造・使用するための必要な準備を行い、かつ、従来範囲内でのみ製造・使用を継続する場合。

「最高裁判所による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第15条

権利侵害で訴えられた者が不法獲得した技術若しくは設計をもって、先使用权を主張し抗弁する場合、裁判所はこれを支持しない。

次のような状況のいずれか一つがある場合、人民法院は、専利法69条(2)号に定めた、既に製造と使用の必要準備を整えていると認定しなければならない。

(1) 発明創造の実施に必要とされる主な技術的図面若しくは工程書類が完成されていること。

(2) 発明創造の実施に必要とされる主な設備若しくは原材料が製造され又は購買されていること。

専利法第69条(2)号に定めた従来範囲は、専利出願日以前にあった生産規模、および既存の生産設備を利用し、若しくは既存の生産準備状況により達成できるような生産規模が含まれる。

専利出願日以降に、先使用权者が既に実施している若しくは実施の必要準備を済ませている技術又は設計を譲渡する、又は実施を許諾する場合において、当該実施行為が元の範囲内での継続実施であるという権利侵害で訴えられた者の主張を、人民法院は支持しない。但し、当該技術又は設計が従来企業とともに譲渡若しくは継承される場合は除外される。

II 先使用権証拠確保の価値

中国は、世界中の多くの国と同じに先願主義を採用している。先願主義における一つの原則は、出願日前の発明創造であっても、遅れて出願した者に対して法律保護を与えず、最初に出願した者のみ保護する。最初の出願人は、最初に発明を創造した者と言えず、最初に発明を実施した者とも言えない。当該状況で、専利が権利化された後、専利権者が専利権侵害を理由に、先使用者の実施行為を禁止することは、既存の正常な経済秩序を破壊し、公平に反する結果になる。したがって、公平の原則をから考慮し、公衆利益と専利権者の利益のバランスを取るために、先願主義の例外として、先使用権制度が規定されている。

実務において、複数の日本企業が中国で工場を立ち上げ、製品を生産する際に、同工場で、製品を製造するが、製造方法につき、少なくとも一部分の製造方法または製造設備に関して、出願せずに社内の営業秘密・ノウハウとしてブラックボックス化することがある。この製造方法等をブラックボックス化する場合、そのブラックボックスが法的に営業秘密の漏洩や不正開示を防止するために、社内で適切な秘密管理措置を取っていることに加え、そのブラックボックス化した当該製造方法または設備（事業）に関して、他社より特許あるいは実用新案が出願され登録された場合、その他社からの権利行使に対抗して事業を実施するためには、他社権利の出願日より前に既に事業の準備でき、あるいは実施していたことを証明することにより、先使用権を主張する必要がある。

中国では、裁判または無効審判などの手続で、ディスカバリー制度がない。主張者自らが自分の主張の正当性を立証しなければならない。また、証拠に対する真実性の要求が厳しく、証拠の改ざん可能性を厳しく考慮される。よって、証拠資料が社内のみで認識されたものであれば、資料完成の日付などがよく疑われるので、真実性の問題で認められないおそれがある。しかも、会社内部の管理問題で、資料を紛失する可能性も十分ある。それらの原因で、事前に証拠確保しないと、今後紛争を生じた場合、証拠が足りないことで、不利な立場になる虞がある。したがって、事前に公証を利用して証拠を確保することは、会社の営業秘密を有効的に保護し、他社からの権利行使を有効的に対応できる有力な方法である。

III 先使用権の証拠確保の方法

1、公証

資料協力 [北京林達劉知識産権代理事務所](#)（中国）

中国では、公証を経た証拠資料の証明能力は、一般書類より高い。足りる反証がなければ、事実を確定する根拠とする公証により、事実検証、時間確定を行える。裁判または無効審判で、公証による証拠確保はよく採用されている。証拠を確保する際に、公証を利用することは必須ではないが、公証したら、証拠能力が高くなるので、先使用权または営業秘密の主張が認められる可能性が高くなる。よって、公証により証拠を確保することは、好ましい。具体的な方法は、下記Ⅳの内容をご参照いただきたい。

2、タイムスタンプ

タイムスタンプとは、第三者機関により、電子データに対して正確なタイム情報を付与し、その時点での電子データの存在証明と非改ざん証明を行うとのことを指す。中国では、侵害証拠の確定、企業の営業秘密保護、著作権保護などにおいて、タイムスタンプの使用を開始しているが、まだ普及されていない。

公証と比べて、タイムスタンプは、費用節約、便利、保管容易などの長所がある。例えば、タイムスタンプサービスの操作は、簡単であるため、ユーザは、コンピュータを利用できれば、タイムスタンプを取得することができる。

しかし、タイムスタンプの短所としては、時間性十分に証明できるが、関係電子ファイルにて記載された内容の真実性を証明するには足りない。しかも、証拠能力としては、公証より低い。

特に、先使用の証拠または営業秘密保護措置の証拠として、時間性以外、関係製品が確実に生産されたこと、関係保護措置が確実に実施されたことを証明しなければならない。そのため、先使用权の証拠確保において、タイムスタンプのみを利用すれば、足りない部分があると考えられる。

にもかかわらず、便利、費用対効果などを考慮すると、確保しようとする内容の実情に応じて、タイムスタンプと公証を合わせて利用することが考えられる。例えば、書類、図面などを完成したら、タイムスタンプを利用して、早めに、時間性を確保したほうがよい。具体的な方法は、下記Ⅴの内容をご参照いただきたい。

Ⅳ、公証による先使用証拠の確保

一、公証の事前準備

1、事前打ち合わせ

工場見学をして、現地工場の担当者と相談し、次のような内容を確認しなければならない。
確認・相談したうえ、封印資料および公証方法を定める。

2、封印しようとする資料の準備

先使用の事実および営業秘密保有、保護措置などの関係証拠資料について、公証人の立会いで封印すると考えられる。封印により、遅くとも公証の時点で、これらの資料の存在を証明できる。

公証封印しようとする資料について、先使用权の要件を考慮しながら、会社の実情に応じて、用意するが、かかる資料は、主に下記のとおり分類する。

(1) 会社の事業関係資料

- ① 会社の営業許可書、批准証書、会社が設立した時商務部門へ提出したフィージビリティ
- ② 土地に関する譲渡契約書や不動産証明書、工場のレイアウト図
- ③ 従業員名簿
- ④ 会社の案内資料、カタログ

(2) 生産方法に関する資料

- ① 自社から開発された場合：研究ノート、技術成果報告書、設計図・仕様書、実施計画書、実施開始決定書など
- ② 他社からライセンスを受けた場合：ライセンス契約など
- ③ 図面、書面の技術説明書、作業手順書、検査マニュアルなど

(3) 設備または治具に関する資料

- ① 開発・設計図、組み立て図面
- ② 委託製造の場合：契約、領収書、受領書、
- ③ 部品輸入の場合：税関から通関した資料、契約書、注文書、領収書
- ④ 部品国内調達の場合：購買契約、領収書
- ⑤ 設備または治具の使用説明書、仕様書、運転マニュアル
- ⑥ 日常の運転日誌

(4) 原材料と部品に関する資料

- ① 仕入れ契約、領収書、納品書、注文書

(6) 製品製造・販売に関する資料

- ① 試作、量産記録、点検記録
- ② 顧客と締結された売買契約、顧客の注文書、製品出荷記録、領収書
- ③ サンプル品またはサンプル品の写真

3、ビデオ撮影の流れ及びシナリオ作成

工場見学をした後、本番実施時のビデオ撮影の順序を事前に確定したほうがよい。例えば、工場の配置に従い、下記の順序を進めることができる。

- 1 番：会社正門（名称、住所、セキュリティ）
- 2 番：事務所（外とロビー、セキュリティ、資料または重要治具の保管状況）
- 3 番：原材料倉庫（保管区域）
- 4 番：部品倉庫（保管区域）
- 5 番：加工区域（設備状況、作業手順など）
- 6 番：精密測定室
- 7 番：零件（部品）配送区域
- 8 番：組立区域
- 9 番：倉庫、出荷区域

4、その他の準備

- (1) 必要機器、設備の準備：カメラ、DV機、データ導出用のパソコン
- (2) 必要物の準備：メモリまたはディスク（電子ファイルで保管する場合）、封筒（メモリ、ディスク封印用）
- (3) 担当者の分担：ビデオ撮影と技術説明の担当者、公証人の案内者、予備

二、公証の本番実施流れ

1、会社正門と全体外観に対する撮影

会社の入り口については、住所番号と会社の看板を必ず撮影し、会社の外観や事務室の玄関については、簡単に撮影すればよい。

2、工場の製造状況に対する撮影

工場の製造状況に対する撮影内容は、工場によっても異なるが、工場に入ってから、できれば、原材料、部品—製造ライン—品質検査—倉庫、出荷などの順番で撮影する。製造ラインについて、できれば、製造方法の作業手順書の手順で撮影する。

原材料、部品倉庫に対し、撮影する際に、撮影しながら、原材料と部品の名称および用途を簡単に説明する。原材料または部品の包装があれば、包装で記載された内容に対し、撮影する。

製造ラインに対し、撮影する際に、製造ラインの数、設備の数量、設備の上に付けた銘柄があれば撮影する。また技術を実施したことを証明するために、設備の側に貼り付けた、作業手順書、図面、運転日誌などの書類があれば撮影する。更に書面にて記載していない特別の作業ノウハウがあれば、従業員が作業中の姿などをゆっくり撮影したほうがよい。また、作業内容を簡単に説明させ、その場면을撮影したほうがよい。

3、電子データ（DVD 又は USB）作成作業

前記で撮影した内容（映像）をコンピューターに取り込む作業を行う。コンピューターに保存した後、撮影の流れリストに記載しているタイトルと同じ名前を付けてフォルダーを作成し、そのフォルダにそれぞれの映像を保存することができる。その後、必要部数により DVD 又は USB に保存する。この作業は、かなりの時間が掛かるので、高速 DVD 作成設備を用意したほうがよい。USB にて保管する場合、そんなに時間が掛からない。

上記の撮影内容をコンピューターに取り込む作業場面、タイトルを付ける場面、DVD 又は USB を作成する場面、公証人がいずれも撮影して証拠として保管する。また、完成した DVD 又は USB についても、公証人は更に 1 回、その内容が本当に現場にて撮影した内容かどうかを確認する。

また、公証人の規定により、公証人が記録した書類においては、当日の参加メンバー全員が署名する必要がある、資料確認作業が完了した後、参加メンバーにより公証人が提示した資料において署名手続きをする。

三、 公証証書の入手

公証実施後、公証機関が公証証書を作成し、約 1 週間後、公証証書を取得することが出来る。

V. タイムスタンプによる先使用証拠確保

一、 タイムスタンプサービスの機構紹介

目下、北京における聯合信任タイムスタンプ服務中心 (Time Stamp Authority) は、タイムスタンプサービス提供分野において有名な機構である。

The screenshot shows the TSA Enterprise Intellectual Property Protection System interface. The main content area is titled '系统使用须知' (System Usage Notice) and '申请时间戳' (Apply for Time Stamp). The '申请时间戳' section contains a form with the following fields and labels:

- 选择需要保护的文件: [File Selection] * (with a '浏览...' button)
- 文件类型: 请选择 * (dropdown menu)
- 申请人信息: 公司名称: 北京联合信任技术服务有限公司; 组织机构代码: T8020234-X * (with a note: *如有错误请与管理员联系)
- 文件内容描述: [Text Area] * (with a note: 共可输入500字, 还剩 500 字.)

Buttons include '时间戳安全控件' (Time Stamp Security Control) and '点击安装' (Click to Install). A '点击申请时间戳' (Click to Apply for Time Stamp) button is at the bottom.

二、 タイムスタンプの利用手続

1、 企業知的財産権保護システム登録

企業名称と組織機構コードを持って、会社のアカウントを設立できる。

2、 費用納付

一回、最低限として 1000 元の預金を貯金する必要がある。

3、 スタンプしようとする資料の電子データ伝送

一つのファイルをスタンプすると、10 元が掛かる。アカウントの預金から控除する。

ファイルについて、WORD、PDF、MPG で、何れも可能である。

サービス提供機構に伝送する際に、ファイルの名称と内容概要を記入できる。

4、 タイムスタンプ証明書取得

サービス提供機構に伝送してから、機構から右のような証明書を取得できる。証明書には、申請者名称、組織機構コード、ファイル名称、スタンプ時間、内容概要、デジタル指紋を記載する。



タイムスタンプ証明書

5、今後の使用方法

今後、電子ファイルの形成日付につき、疑問される場合、主張のデータファイルをサービス提供機構に再伝送し、機構よりデータファイルにおけるデジタル指紋の照合を行う。指紋照合が合格であれば、主張のファイルと前にスタンプしたファイルと完全に一致であることを証明できる。

以上